

○議長（茅沼隆文）

日程第6 議案第41号 開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の期間の再延長等を規定する改正をしたいので、開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第41号 開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月5日提出、開成町長、府川裕一。

まず、条例改正の趣旨でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、非常勤職員が2歳に達するまでの子について、育児休業することができる場合を定めたことに伴い、所用の改正を行うものでございます。

主な改正内容を申し上げます。非常勤職員が2歳に達するまでの子について、育児休業をすることができる場合は、非常勤職員が当該この1歳6か月に達する期間について、育児休業する場合であって、次に申しあげるいずれの場合にも該当するということとなります。

一つ目は、非常勤職員またはその配偶者がこの1歳6か月に達する日において、法律の規定による育児休業をしている場合。

二つ目は、この1歳6か月に達する以後の期間について、育児休業をすることが、継続的な勤務のために、特に必要と認められる場合となっております。つまり、労働契約の期間が満了していないことということとなります。

これまでは育休期間は原則1年となっております。保育所に空きがなく、子どもの預け先が見つからないなどの場合は、最長で1歳6か月に達するまで延長できることとなっております。この規定が変更され、1歳6か月に達した時点で、保育所に入れないう等の場合、再度申し出をすることにより、育児休業期間を最長2年まで延長できることとなりました。

それでは、1ページおめくりください。

開成町条例第 号 開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。
開成町職員の育児休業等に関する条例（平成4年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右側が改正前、左側が改正後になります。

まず、1ページ目になります。第2条では、育児休業することができない職員を定めております。

第3号以下は、第2条の4に関係いたしますので、それではまず、2ページ、3ページの第2条の4をもって、御説明を申し上げます。2ページ、3ページをお開きください。

第2条の4です。開成町育児休業法第2条第1項中では、非常勤職員の育児休業期間について、当該養育の事情を考慮して、特に必要と認められる場合として、条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日までと定められております。この条例で定める場合というものを端的に申し上げますと、子が1歳6か月に達する日において、育児休業している場合で、保育所の利用が認められない場合ということになります。

まず、2歳まで延長することができる場合というのは、第1号、第2号、いずれにも当てはまる場合となっております。

第1号では、非常勤職員がこの1歳6か月到達日において、育児休業していること。または当該非常勤職員の配偶者が、当該この1歳6か月到達日において、法律の規定により育児休業している場合ということを決めております。

第2号では、この1歳6か月到達後の期間について、育児休業することが継続的な勤務のために特に必要と町長が認められる場合ということを決めております。

以降、3ページ、4ページ、第3条、第4条、第10条について御説明を申し上げます。

いずれの改正も同一の子について、育児休業の再度の取得等を行うことができる特別な事情を定めるものでございます。

第3条では、育児休業の再度の取得ができる場合。第4条では、育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情、第10条では、育児短時間勤務終了後、1年以内に、育児短時間勤務を行うことができる特別な事情、それぞれ保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面、その実施が行われないということを追加するものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、第3条になります。第6号に、先程申しあげました保育所等の保育の実施が行われない場合を追加するものでございます。

第7号は、改正育児休業法に当該子について、既に育児休業をしたことがある場合には、条例で定める特別な事情がある場合は、この限りではない。つまり、育児休業を行うことができないと規定されておりますが、このため、条例で定める特別な事情として、先程の第2条の4の規定、継続的な勤務のために、特に町長が必要と認める

場合を追加するものでございます。

附則になります。この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定を、平成29年10月1日から適用するものです。

ただし、保育所の事情で育児休業等延長できることとする規定は、平成29年4月1日から適用とするものです。

本条例改正は、育児を行う非常勤職員の職業生活と家庭生活の両立を一層促進し、さらに優位な非常勤職員の確保、定着に寄与するものと考えます。

説明は以上になります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

6番、菊川議員。

○6番（菊川敬人）

6番、菊川です。

2ページ、3ページの第2条の4のところ、非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了、特に特定職に引き続き採用される者にあつてはという条文になっております。

先程、課長の説明では、労働期間が満了していないということを説明されましたが、任用期間が6月を過ぎて、例えば、更新しなくてはいけないよというときに、この育休に入っていた場合、そこの更新の条件に左右されるようなことは発生しないのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、菊川議員の御質問にお答えいたします。ただいまの御質問、例えば、開成町の場合は、非常勤取扱規則におきまして、半年更新、6か月更新ということになっております。

今回の2歳に達する日まで育児休業できると。要は契約期間の問題になってきます。

例えば、3年契約の非常勤職員がいらっしゃったと。この条件としましては、同一の事業所に1年以上継続勤務していること、まず第一にそれがございます。それで1年を経過したときに、育児休業を申し出て、子どもが2歳に達する日まで、まだ契約期間が残っているよということであれば、そのまま引き続き、雇用が継続されると。その場合は、育児休業をとることができますが、その前に、契約期間が満了してしまうということが明らかであれば、それは育児休業をすることができない。ただ、この場合なんですけれども、書面上、口頭による申し出でも可となっておりますが、実際、本町におきましては、半年更新で、例えば、取扱規則には、5年を超えることはできないという、5年というルールがございます。そういった場合は、実態に合わせて育児休業を認めるということになっております。ということは、周りの実態を見れば、本町においても、育児休業を取得する非常勤職員というのは制度上はあるということ

になります。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、質疑を終了して、討論に入ります。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第41号 開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。